10章　共通条項の条項別解説　第Ⅲ部　条項

「軽微であるとき」の判断

執筆　プロスパイア法律事務所　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：催告しても解除できない場合がある

取引基本契約に基づいて、相手方から商品を1,000個仕入れる約束をしました。納期が来て届いたのは998個です。

こちらは相当の期間を定めて残り2個の納入を催告しました。期間が過ぎても届きません。催告解除の要件（民法541条本文）は、文言のうえでは満たしています。

しかし、残り2個の不足が契約および取引上の社会通念に照らして軽微といえるなら、解除できません。同条ただし書が、こう定めているからです。

> ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。（注1）

催告して、期間が経過しても、なお解除できない場合がある。これがただし書の意味です。

やっかいなのは、どこからが「軽微」なのかを条文が示していない点です。数量が2個足りないのは軽微でしょうか。1,000個のうち2個なら軽微でも、10個のうち2個なら違うかもしれません。数量の話を離れて、支払期日を1日過ぎたという場合ならどうでしょうか。

本稿は、この線をどう引くかを扱います。催告解除と無催告解除の枠組みそのものは別稿「催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み」で示しました。ここはその541条ただし書だけを掘り下げます。

二　制度の枠組み

1　ただし書はいつ、なぜ入ったのか

このただし書は、2017年改正で新たに置かれたものです。

もっとも、改正前にただし書がなかったからといって、どんな不履行でも催告解除ができたわけではありません。改正前民法541条においても、債務不履行の程度や態様を一切問わずに催告解除ができるとは解釈されていませんでした（注2）。

改正前から解除が認められないとされていたのは、次の場合です（注2）。

- 不履行の程度が軽微である場合（不履行の部分が数量的に僅かである場合など）
- 要素たる債務の不履行ではなく、付随的な債務の不履行である場合（不動産の買主が所有権移転登記手続をするまでの固定資産税を負担する義務を履行しない場合など）

これが確立された判例法理でした（注2）。改正民法のただし書は、この判例法理を明文化する趣旨で置かれたものです（注2）。

したがって、改正前の判例は、いまも軽微性を考えるときの手がかりになります。この点は三で扱います。

2　「その契約及び取引上の社会通念に照らして」という判断枠組み

「軽微」といえるかどうかは、当該契約および取引上の社会通念に照らして判断されます（注3）。

条文が「その契約」を判断の基礎に取り込んでいる点に注意してください。**同じ不履行でも、契約の内容によって軽微かどうかが変わりうる。**そういうことです。四で述べるとおり、これが契約書の書き方に跳ね返ってきます。

具体的には、次の2点が問われることになります（注3）。

1. 不履行の態様の軽微性
2. 違反された義務の軽微性

なお、立法過程では「軽微」という基準ではなく「契約の目的の達成・不達成」を基準にすることが議論されました。しかし、催告解除においては、不履行によって契約目的の達成が不可能になったとまではいえない場合でも、なお解除は認められるべきというのが実務の要請であるとして、「軽微」という基準が採用されています（注3）。

この選択が、催告解除と無催告解除の線引きを決めています。

	解除できる	解除できない
催告解除（541条）	不履行が軽微ではない	不履行が軽微
無催告解除（542条）	全部の履行不能、明確な履行拒絶、契約目的を達成できないなど同条各号の要件を満たす	同条の要件を満たさない

二つの線は一致しません。**催告解除はできるが無催告解除はできない、という領域が存在します**（注4）。

逐条解説は、この点をこう説明しています。研究者からは二つの線を一緒に解すべきだという意見があり、軽微性の判断と契約目的の達成の判断を表と裏から同一化する解釈が主張されている。しかし立法過程では、明らかに軽微性要件と契約目的不達成要件という二つの線があり、催告解除はできるが無催告解除ができないという不履行状態の存在を予定していたのであるから、軽微性の判断基準と契約目的不達成の判断基準は一致するものではないと解すべきであろう、としています（注5）。

3　軽微性を主張するのはどちらか

主張立証責任の所在は、実務では要件の内容と同じくらい重要です。

債務不履行が「軽微」であることの主張・立証責任は、解除を争う当事者、すなわち不履行をした債務者が負います（注3）。

条文の構造どおりです。本文が解除できる場合を定め、ただし書が例外を定めているので、例外を主張する側が立証します。

実務上の意味は次のとおりです。催告して期間が過ぎたのに履行されないとき、解除する側は「軽微でないこと」を積極的に主張しなくても、ひとまず解除の意思表示ができます。争いになれば、軽微だと言い出すのは相手方です。そのうえで、相手方が軽微性を持ち出したときに反論できるだけの材料を、解除の前にそろえておくことになります。

三　解釈：何をもって軽微とするか

1　付随的な義務の不履行

改正前の判例法理の中心にあるのが、最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁です。

土地の売買で、買主が租税負担義務を履行しなかったことを理由に、売主が契約を解除できるかが争われました。最高裁は解除を認めていません。判旨を引きます（注6）。

> 法律が債務の不履行による契約の解除を認める趣意は、契約の要素をなす債務の履行がないために、該契約をなした目的を達することができない場合を救済するためであり、当事者が契約をなした主たる目的の達成に必須的でない附随的義務の履行を怠つたに過ぎないような場合には、特段の事情の存しない限り、相手方は当該契約を解除することができないものと解するのが相当である（注6）

要素たる債務か、付随的義務か。これが最初の切り分けです。

2　付随的な義務でも解除できる場合がある

ところが、この切り分けだけでは足りません。同じ最高裁が、付随的な約款の不履行を理由とする解除を認めた事例があります。最判昭和43年2月23日民集22巻2号281頁です。

土地の割賦売買で、所有権移転登記手続は代金完済と同時にすること、それまで買主は土地の上に建物その他の工作物を築造しないこと、という特別の約款が付けられていました。買主はこれに反して所有権移転の本登記手続をし、工作物をつくっています。判旨を引きます（注7）。

> 右特別の約款が外見上は売買契約の付随的な約款とされていることは右確定事実から明らかであり、したがつて、売買契約締結の目的には必要不可欠なものではないが、売主（被上告人）にとつては代金の完全な支払の確保のために重要な意義をもつものであり、買主（上告人）もこの趣旨のもとにこの点につき合意したものであることは原判決（その引用する第一審判決を含む。）の判文からうかがわれる。そうとすれば、右特別の約款の不履行は契約締結の目的の達成に重大な影響を与えるものであるから、このような約款の債務は売買契約の要素たる債務にはいり、これが不履行を理由として売主は売買契約を解除することができると解するのが相当である（注7）

外見上は付随的な約款であっても、**その不履行が契約締結の目的の達成に重大な影響を与えるのであれば、要素たる債務に入ります。**

この2つの判決を並べると、判断の順序が見えてきます。義務の名前や条項上の位置では決まりません。その義務が果たされないことが、この契約の目的にどう響くかで決まります。

そして、昭和43年判決は「買主（上告人）もこの趣旨のもとにこの点につき合意したものであること」を根拠の一つに挙げています。当事者がその義務にどういう意味を持たせていたかが、判断に入り込んでいます。四につながる点です。

3　考慮される事情

軽微性の判断において考慮される事情としては、次のものがあります（注8）。

- 要素たる債務か、付随的な債務か
- 債務不履行の程度（数量・品質・種類の相違の程度）
- 契約の目的の内容
- 債務の不履行が契約の目的達成に及ぼす影響の程度（債権者の受ける不利益の程度。原典は「債務者」と表記）
- 追完・追履行の容易性（必要なコスト）
- 追完・追履行に係る債務者の態様

冒頭の998個の例に当てはめてみます。1,000個のうち2個の不足は、数量の相違の程度としては小さい。しかし、その2個が最終製品の組立てに必須の部品で、代替品が手に入らず生産ラインが止まるのであれば、契約の目的達成に及ぼす影響は大きく、債権者の受ける不利益も大きい。数量だけでは決まりません。

一方、これらは考慮要素であって、当てはめの基準ではありません。「軽微であるとき」の文言解釈については裁判例の集積を待たねばならないと考えられ、この解釈により催告解除が認められるか否かが大きく変わりえます（注8）。**改正から日が浅い論点であり、予測可能性は高くありません。**

四　契約実務への還元

1　目的条項が軽微性の判断に効く

軽微かどうかは「その契約及び取引上の社会通念に照らして」判断されます。**判断の基礎に「その契約」が入っている**

以上、契約書に何が書いてあるかは、軽微性の判断に影響します。

効くのは、たとえば次のような記載です。

目的条項。この契約が何のために結ばれたのかを書いておくと、ある義務の不履行が「契約の目的達成に及ぼす影響」を測るときの物差しになります。「本契約は、甲の〇〇事業における△△の安定調達を目的とする」と書いてあれば、納期遅れの持つ意味が変わってきます。目的条項の機能そのものは別稿「目的条項は飾りではない：解釈の指針としての機能」で、目的条項が軽微性の判断を左右した裁判例は別稿「目的条項が軽微性の判断に効く場面」で扱います。

その義務が重要である旨の明示。昭和43年判決が「買主（上告人）もこの趣旨のもとにこの点につき合意したものである」ことを挙げていたことを思い出してください。ある義務が当事者にとって重要であることを契約書に書いておけば、それは付随的に見える義務が要素たる債務に入るかどうかの判断材料になります。

契約不適合の基準。品質や仕様を具体的に定めておけば、「品質・種類の相違の程度」を測る基準ができます。基準がなければ、程度の議論そのものが成り立ちません。

2 「軽微であるときを除く」と書くか、書かないか

では、条項の側で軽微性そのものを動かせるでしょうか。

「軽微な違反であっても解除できる」と書いても、常に解除できるようになるわけではありません。541条ただし書は任意規定なので、当事者の合意で排除する余地はあります。しかし、実際にごく軽微な不履行を理由に解除しようとすれば、権利濫用や信義則によって効力を否定される可能性が残ります。契約書に広く解除事由を並べても限定的に解釈されることがある、という問題と同じ構図です。別稿「解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故」がこの限定解釈を扱います。

逆に、自社が解除される側に回る可能性を考えると、この一文を入れることは刃が返ってきます。相互条項として書けば、相手方も軽微な不履行を理由にこちらを切れるからです。

動かせるのは、軽微性の判断に持ち込む材料のほうです。1で挙げた目的条項や重要性の明示は、判断枠組みそのものを変えるものではありません。枠組みに当てはめる事実を用意するものです。こちらのほうが確実に効きます。

なお、「軽微であるときを除く」という文言をあえて書き込む実益は、確認的な意味にとどまります。書かなくても541条ただし書は適用されるからです。書くとすれば、無催告解除条項と並べたときに、催告解除の側にはただし書の制限がかかることを社内で誤解させないため、という程度の意味になります。

本稿で扱わなかったこと

本稿は、催告解除の側の制限だけを扱いました。無催告解除の側には、これとは別の線が引かれています。二で示した表の下段、民法542条各号の要件を満たすかどうか（その中心は「契約をした目的を達することができない」かどうか）という線です。

そして実務では、契約書に無催告解除事由を並べることで、この線を動かそうとします。どこまで動くのか、動かそうとして失敗するとどうなるのか。別稿「解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故」が、条項の設計としてこれを扱います。

もう一つ、継続的な取引では、軽微性とは別の枠組みが働きます。信頼関係が破壊されたといえるかどうかという判断です。別稿「継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理」がこれを扱います。

参考文献等

（注1）民法541条ただし書

（注2）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための　逐条解説新債権法』（有斐閣、2021）436頁。同書は、改正前民法541条においても債務不履行の程度や態様を一切問わずに催告解除することができるとは解釈されず、不履行の程度が軽微である場合や、要素たる債務の不履行ではなく付随的な債務の不履行である場合には同条の催告解除は認められないとするのが確立された判例法理であったとしたうえで、改正民法は催告解除の前提となる不履行の程度や態様に限定を加える判例法理を明文化する趣旨でただし書を付加したとします。

（注3）同436頁

（注4）同438頁の表（部会資料79-3・14頁による）

（注5）同439頁のコラム「解除の要件」

（注6）最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁（昭和35年（オ）第69号）

（注7）最判昭和43年2月23日民集22巻2号281頁（昭和40年（オ）第1439号）

（注8）前掲注2・437〜438頁。同書は、これらの考慮要素につき鎌田薫ほか『重要論点　実務民法（債権関係）改正』（商事法務、2019）249頁を引きます。

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/keibi-de-aru-toki-no-handan/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「「軽微であるとき」の判断」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。